



各 位

平成28年4月8日

会 社 名 ツインバード工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 野水 重明
(コード番号 6897 東証第二部)
問合せ先 経営企画本部長 小林 和則
(TEL . 0256 - 92 - 6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年5月27日開催予定の当社第54期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成28年5月27日開催予定の当社第54期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第27条第2項を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28年 5月 27日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 28年 5月 27日 (金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> |
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p><u>(機 関)</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役のほ</p> |
| <p>(公告方法)</p> | <p><u>か、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> |
| <p>第4条 (条文省略)</p> | <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> |
| <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> | <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> |
| <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> | <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> |
| <p>(員__数)</p> | <p>(<u>取締役の員数</u>)</p> |
| <p>第17条 当社は、12名以内の<u>取締役を置く。</u></p> | <p>第18条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p><u>役を除く。)</u>は、12名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、</u></p> |
| <p>(選任方法)</p> | <p><u>4名以内とする。</u></p> |
| <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> | <p>(<u>取締役の選任方法</u>) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と</u></p> |
| <p>2 (条文省略)</p> | <p><u>それ以外の取締役とを区別して、株主総</u></p> |
| <p>3 (条文省略)</p> | <p><u>会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(任_期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(取締役会)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役全員をもって組織する取締役会を置く。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要<u>が</u>あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> | <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第23条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(<u>取締役の報酬等</u>) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(顧問および相談役) 第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数) 第28条 <u>当社は、4名以内の監査役を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会) 第31条 <u>当社は、監査役全員をもって組織する監査役会を置く。</u></p> | <p><u>2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(顧問および相談役) 第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p><u>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>会計監査人の選任方法</u>)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------------|---|
| <p>(任_期) 第40条 (条文省略)</p> | <p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第33条 (現行どおり)</p> |
| <p>(会計監査人の責任限定契約) 第41条 (条文省略)</p> | <p>(会計監査人の責任限定契約) 第34条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第35条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |
| <p>第7章 計 算</p> | <p>第7章 計 算</p> |
| <p>第42条 ~ 第45条 (条文省略)</p> | <p>第36条 ~ 第39条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>附 則</u> (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 当社は、<u>第54期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> |